

第45回法廷だより

2025年3月19日、控訴審第6回期日が札幌高裁で開かれました。

晴天の下 傍聴席は概ね埋まつた

2025年3月19日午後2時30分より札幌高裁で、第6回口頭弁論期日が開かれました。傍聴席は多くが埋まつていました。

期日では、一審原告、一審被告が、それぞれ以下の書面を提出しました。

1 一審原告は、近郊居住の原告において、基準津波が定まっておらず、防潮堤も完成していない現状を前提に、差し止め請求においては、口頭弁論終結時における安全性の確保がされているか否かを問題とすべきであり、それがなされていない以上生命等に対する具体的な危険が生じている旨主張する第6準備書面を提出しました。

また、海底活断層認定の根拠の立証のため、東洋大学社会学部社会学科の渡辺満久教授の証人尋問の申請をしました。

2 一審被告は、対火山事象安全性に関し、原子力発電所の安全に影響を及ぼしうるとして抽出し

た13火山について火山事象の影響評価を行った結果、安全性が確認されたと主張する準備書面(9)と、能登半島地震に関する近郊居住原告の第5準備書面に反論し、能登半島地震は泊原発とは無関係であり、かつ、積丹半島沖に海底活断層は存在しないなどと主張する準備書面(10)を提出しました。

一審原告意見陳述

一審原告の意見陳述は、糟谷奈保子さんが行いました。

東日本大震災に伴う福島原発事故が発生してから、現地の状況が知らされず、実態がつかめぬまま放射性物質が拡散し、健康被害を受けてしまふこともあるのではないかと指摘しました。しかし現状は、原発事故の教訓を全く活かすことなく第7次エネルギー基本計画で原発を最大限活用する方針が示されており、風力や太陽光、天然ガス等が増えしていくことが見込まれるのであれば泊原発は必要ないはずであることを指摘し、未来のことを考え、 Chernobyl や福島、能登半島地震の教訓を生かして原発を再稼働しないよう求め、原発のない安心した暮らしをしたいと訴えました。

一審原告は、近郊居住原告の第6準備書面に対する反論と、渡辺教授の証人尋問の採否に関する意見の提出を次回期日までに行つこととなつたほか、可能であれば耐震設計に関する書面を提出することになりました。

一審原告は、避難計画の実効性に関する主張を準備することとなり、次回または次々回期日に提出することになりました。

一審被告は、近郊居住原告の第6準備書面に対する反論と、渡辺教授の証人尋問の採否に関する意見の提出を次回期日までに行つこととなつたほか、可能であれば耐震設計に関する書面を提出することになりました。



今後の予定等

次回期日は、令和7年8月8日(金)午後2時30分からです。次回もたくさんの方に傍聴においでいただき、ともに廃炉への意志を表明していきましょう。

次回期日は、令和7年8月8日(金)午後2時30分からです。次回もたくさんの方に傍聴においでいただき、ともに廃炉への意志を表明していきましょう。

(文責)
佐々木 泰平